

意見書案第2号

2027年度介護保険制度の見直しに関する意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第2項の規定により提出する。

令和8年3月25日提出

提出者

江別市議会生活福祉常任委員会
委員長 芳賀理己

2027年度介護保険制度の見直しに関する意見書

介護保険制度がスタートして四半世紀ですが、現在、介護を取り巻く環境は大変厳しい状況です。介護は魅力ある重要な仕事であるにもかかわらず、十分な報酬が得られず介護従事者不足が続いています。

また、2024年度は、訪問介護事業の基本報酬の引下げが大きな要因となり、介護事業所の倒産件数が過去最高の179件で前年度より3割増となりました。

この間、社会保障審議会では、2027年度介護保険制度の改正に向けた議論が進められ、ケアマネジメントの10割給付の見直しや、要介護1、2を軽度な介護者と位置づけ直し、生活支援を介護保険サービスから地域支援事業へ移行すること等が検討されてきました。

しかしながら、これらは、利用者負担の増加につながり、支援が必要な人の利用控えや給付制限などから心身の状態が悪化することが危惧されます。

また、介護保険料を納めているにもかかわらず必要な介護サービスを利用できないということは、介護保険制度の趣旨に矛盾した状況になることも懸念されます。

よって、国におかれましては、全ての高齢者が尊厳を保ち、自立した生活を送ることができ、利用者にも事業者にも持続可能な制度となるよう、下記の事項について取り組むことを強く要望いたします。

記

- 1 ケアマネジメントの10割給付を維持すること。
- 2 在宅介護を支える訪問介護・通所介護の給付を充実すること。
- 3 利用者負担の現状維持と低所得者への対策を講じること。
- 4 訪問介護の基本報酬を引き上げること。
- 5 人材不足が危惧されるケアマネジャーやホームヘルパーを増やすため、実効性のある施策づくりを進めること。
- 6 介護保険財源の確保に向け、国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月25日

北海道江別市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣